

1 (独) 勤労者退職金共済機構中期目標 (概要)

(1) 融資業務の実施

- ✓ 勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること
- ✓ 勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を的確かつ迅速に処理するための取組を行うこと

(2) 利用促進対策の効果的实施

- ✓ 財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。
- ✓ 特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ、適時適切に見直しを行いつつ、引き続き行うこと

(3) 財務運営

- ✓ 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること 等

指標

- 貸付決定までの審査期間 **平均5業務日以下** (借入申込書を受理した日から)  
← 第4期中期目標期間中の取組水準を踏まえて設定
- 中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数 **1,800件以上**  
← 財形貯蓄件数の減少率を踏まえて設定
- 一般の中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えた利用促進 **毎年度30回以上**  
← 第4期中期目標期間中の取組水準を踏まえて設定

# (独) 勤労者退職金共済機構の第5期中期目標 (抜粋)

## 2 (独) 勤労者退職金共済機構中期目標 (抜粋)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

2023（令和5）年2月27日  
厚生労働大臣 加藤 勝信

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

(略)

### 第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、2023（令和5）年4月から2028（令和10）年3月までの5年間とする。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### I 退職金共済事業

(略)

#### II 財産形成促進事業

##### 1 融資業務の実施

勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること。

また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を的確かつ迅速に処理するための取組を行うこと。

## (独) 勤労者退職金共済機構の第5期中期目標 (抜粋)

### 【指標】

- ・ 貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する必要があるため、前中期目標期間中(2018(平成30)～2022(令和4)年度)における水準を指標とすることとする。  
※ 前中期目標期間中(2018(平成30)～2022(令和4)年度)に目標として定めた平均処理日数(業務日) 5日

### 2 利用促進対策の効果的実施

#### (1) 関係機関等と連携した利用促進対策

財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。

#### (2) 特別な支援を必要とする者への対応

特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ、適時適切に見直しを行いつつ、引き続き行うこと。

### 【指標】

- ・ 中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を合計1,800件以上とすること。
- ・ 一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。

# (独) 勤労者退職金共済機構の第5期中期目標 (抜粋)

## [目標設定等の考え方]

- ・ 財形貯蓄件数が減少傾向にあることを踏まえ、令和2年度及び令和3年度における「財形貯蓄件数の減少率」及び「新規申込件数／財形貯蓄件数の減少率」に基づき令和5年度の新規申込件数を算出した上で、令和6～9年度の新規申込件数は令和5年度の新規申込件数から財形貯蓄件数の減少率に従って減少するとして算出し、これらの数値を合計して指標を設定することとする。
- ・ 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。
  - ※ 説明会等の実施回数実績  
2018(平成30)年度 24回、2019(令和元)年度 14回、2020(令和2)年度 4回、2021(令和3)年度 24回、  
2022(令和4)年度実績見込 29回

## 3 財務運営

- (1) 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。
- (2) 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

## Ⅲ 雇用促進融資事業

(略)

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

(略)

## 第5 財務内容の改善に関する事項

(略)

# (独) 勤労者退職金共済機構の第5期中期目標 (抜粋)

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 ガバナンスの徹底

#### (3) 事業及び制度の改善・見直しに向けた取組

中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を提供すること。

特に、令和2年度の特定制種退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、厚生労働省が次期財政検証に向けて実施する特定制種退職金共済制度のあり方についての検討に資するよう、必要な情報を提供し、その検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずること。

また、財産形成促進事業について、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、厚生労働省が次期中期目標に向けて実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供すること。

さらに、機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供すること。

### 2 (略)

# (独) 勤労者退職金共済機構の第5期中期目標 (抜粋)

## 3 第5期中期目標と第4期中期目標との比較

第5期中期目標 (令和5～令和9年度)	第4期中期目標 (平成30～令和4年度)
<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p>
<p style="text-align: right;">2023（令和5）年2月27日 厚生労働大臣 加藤 勝信</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: right;">2022（令和4）年7月22日（変更指示） 厚生労働大臣 後藤 茂之</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>II 財産形成促進事業</p> <p>1 融資業務の実施</p> <p><u>勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること。</u></p> <p>また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を的確かつ迅速に処理するための取組を行うこと。</p>	<p>II 財産形成促進事業</p> <p>1 融資業務の着実な実施</p> <p><u>融資業務の運営に当たっては、勤労者世帯の持家取得について、自営業主世帯に比べて立ち後れが見られることに鑑み、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。</u></p> <p>また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により中期計画に定める審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。</p>

# (独) 勤労者退職金共済機構の第5期中期目標 (抜粋)

## 第5期中期目標 (令和5～9年度)

### 【指標】

- 貸付決定までの審査期間について、財形持家転貸融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

### [目標設定等の考え方]

- 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する必要があるため、前中期目標期間中(2018(平成30)～2022(令和4)年度)における水準を指標とすることとする。

※ 前中期目標期間中(2018(平成30)～2022(令和4)年度)に目標として定めた平均処理日数(業務日)5日

## 2 利用促進対策の効果的实施

### (1) 関係機関等と連携した利用促進対策

財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。

### (2) 特別な支援を必要とする者への対応等

特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ、適時適切に見直しを行いつつ、引き続き行うこと。

## 第4期中期目標 (平成30～令和4年度)

### 【指標】

- 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

### [目標設定等の考え方]

- 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する必要があるため、前中期目標期間中(2013(平成25)～2016(平成28)年度)における平均審査期間を指標とすることとする。

## 2 利用促進対策の効果的实施

### (1) 特別な支援を必要とする者への対応等

政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。

# (独) 勤労者退職金共済機構の第5期中期目標 (抜粋)

## 第5期中期目標 (令和5～9年度)

### 【指標】

- ・ [削除]
- ・ 中期目標期間中の財形持家転貸融資の新規借入申込件数を、合計1,800件以上とすること。
- ・ [削除]
- ・ [削除]
- ・ 一般の中小企業退職金共済の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会を捉えて、毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図ること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ [削除]

## 第4期中期目標 (平成30～令和4年度)

### (2) 情報提供の質の向上

ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させること。

### 【指標】

- ・ 財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度700件以上とすること。
- ・ 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計2,080件以上とすること。
- ・ ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度31万件以上とすること。
- ・ ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度(わかりやすい等の割合)を毎年度80%以上とすること。

### 《第6 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携》

- ・ 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度15回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ 利用促進のためには広く相談を受けることが重要であることから、相談受付件数については、前中期目標期間で最多であった2016(平成28)年度ベースの件数を目標とすることとする。

※ 2016(平成28)年度実績 707件



# (独) 勤労者退職金共済機構の第5期中期目標 (抜粋)

## 第5期中期目標 (令和5～9年度)

- ・ 財形貯蓄件数が減少傾向にあることを踏まえ、令和2年度及び令和3年度における「財形貯蓄件数の減少率」及び「新規申込件数／財形貯蓄件数の減少率」に基づき令和5年度の新規申込件数を算出した上で、令和6～9年度の新規申込件数は令和5年度の新規申込件数から財形貯蓄件数の減少率に従って減少するとして算出し、これらの数値を合計して指標を設定することとする。
- ・ [削除]
- ・ [削除]
- ・ 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。  
※ 説明会等の実施回数実績  
2018(平成30)年度 24回、2019(令和元)年度 14回、  
2020(令和2)年度4回、 2021(令和3)年度 24回、  
2022(令和4)年度実績見込 29回

## 第4期中期目標 (平成30～令和4年度)

- ・ 新規借入申込件数については、前中期目標期間中の取組水準及び新規貸付件数の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。  
※ 2014(平成26)～2016(平成28)年度における貸付決定件数に基づく年度平均減少率10%  
※ 実績値 2014(平成26)年度:751件、2015(平成27)年度:681件、2016(平成28)年度:614件
- ・ アクセス件数については、ホームページの利便性を図るため、これまでの実績を基に指標を設定することとする。  
※ 2013(平成25)～2016(平成28)年度の平均アクセス件数 31万件
- ・ ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度については、利用者等の満足度を調査した上で、更なる向上を図るため、大多数の利用者から満足(わかりやすい等の割合)が得られる水準を指標として設定することとする。
- ・ 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。  
※ 2015(平成27)年度実績15回、  
2016(平成28)年度実績15回

# (独) 勤労者退職金共済機構の第5期中期目標 (抜粋)

## 第5期中期目標 (令和5～9年度)

### 3 財務運営

- (1) 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。
- (2) 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

(略)

### 第4 業務運営の効率化に関する事項

(略)

### 第5 財務内容の改善に関する事項

(略)

### 第6 その他業務運営に関する重要事項

#### 1 ガバナンスの徹底【重要度 高】

(1) ・ (2) (略)

#### (3) 事業及び制度の改善・見直しに向けた取組

中小企業退職金共済法に基づき厚生労働省が行う中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を提供すること。

特に、令和2年度の特定業種退職金共済制度の財政検証の結果を踏まえ、厚生労働省が次期財政検証に向けて実施する特定業種退職金共済制度のあり方についての検討に資するよう、必要な情報を提供し、その検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずること。

## 第4期中期目標 (平成30～令和4年度)

### 3 財務運営

- (1) 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。
- (2) 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

(略)

### 第4 業務運営の効率化に関する事項

(略)

### 第5 財務内容の改善に関する事項

(略)

### 第6 その他業務運営に関する重要事項

#### 1 内部統制の強化

(略)

# (独) 勤労者退職金共済機構の第5期中期目標 (抜粋)

## 第5期中期目標 (令和5～9年度)

また、財産形成促進事業について、民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大により財形持家融資の利用者が減少している状況を踏まえ、厚生労働省が次期中期目標に向けて実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供すること。

さらに、機構が実施する各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供すること。

2 (略)

## 第4期中期目標 (平成30～令和4年度)

2～5 (略)